

○会費に関する細則

第1条 会費は総会開催月の月末までに支払うこと。但し、入会する者については入会時に支払うものとする。

第2条 本会の会費は次の通り定める。

- (1) 個人会員 年額2,000円
- (2) 施設会員 会費を支払うことを要しない
- (3) 準会員 年額1,000円
- (4) 賛助会員 年額一口以上（一口10,000円）

<改正履歴>

- (1) 2006年6月制定
- (2) 2007年4月25日一部改正（第1条）

○監事の職務に関する細則

（2007年6月14日 運営委員会承認）

（会計監査）

第1条 毎年の総会までに、会計担当理事から入出金明細の提示を受け、その内容が適正であるかを監査する。監査終了後に監査報告書を作成し、総会にて報告する。

（事業執行監査）

第2条 毎年の総会までに、事務局から前年度事業報告書の提示を受け、その内容が適正であるかを監査する。監査終了後に監査報告書を作成し、総会にて報告する。

第3条 上記監査のほか、役員会の議事において、進行が適正に行われているか適時助言する。

<改正履歴>

- (1) 2007年6月14日制定

○総会および年会（全国大会）の開催に関する細則

（大会開催受付）

第1条 全国大会（以下「大会」）の開催地については2年前の総会から自薦他薦の受付を開始する。

（大会開催地決定）

第2条 大会開催地については運営委員会において候補地を選定し、1年前の総会において決定する。

（大会予算案の作成）

第3条 大会の予算案の作成は大会理事と事務局が行う。

（大会予算案の審議）

第4条 大会の予算案の審議は大会理事および運営委員会が行う。

（大会の経費調達）

第5条 大会にかかる経費調達方法については大会理事および運営委員会にて検討する。

(決算)

第6条 大会の決算については大会理事がおこない、運営委員会に報告する。

(大会参加助成)

第7条 施設運営・公開業務などの向上に取り組んでいる個人会員で、当該全国大会において研究発表を行う人に対して、参加のための交通費の補助と参加費の免除を行うことができる。

- (1) 交通費補助は1人あたり3万円を上限とし、大会参加費（宿泊費、食費、懇親会費は含まない）を免除する。
- (2) 対象人数は若干名とし、公募の上、運営委員会にて審査の上決定する。審査にあたっては職務上の出張費などの経費が出にくい人を優先する。
- (3) 運営委員会を構成するメンバーから申請があった場合には、審査は申請者以外の運営委員会構成員によって行う。

附 則

本細則は2008年6月26日から施行する。

<改正履歴>

- (1) 2021年5月24日一部改正（第1条から第4条まで、附則）
- (2) 2021年7月28日一部改正（第5条）

○日本公開天文台協会の所在地および事務局の所在地に関する細則

(2021年8月30日 運営委員会承認)

(趣旨)

第1条 この細則は、会則第12条の2の規定に基づき、本会の所在地および事務局の所在地を定める。

(本会および事務所の所在地)

第2条 本会および本会の主たる事務所を、北海道名寄市「なよろ市立天文台」内に置く。
2 本会の従たる事務所を、兵庫県姫路市「姫路科学館」内に置く。

(事務局の所在地)

第3条 本会の事務局を従たる事務所に置く。

附 則

この細則は、2021年(令和3年)8月30日から施行する。

<改正履歴>

- (1) 2021年8月30日制定